

気候 Network 通信

2002
1/1
第22号

<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル 高倉ビル305
Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012
E-mail. kikonet@jca.apc.org
URL. <http://www.jca.apc.org/kikonet/>

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階
Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463
E-mail. kikotko@jca.apc.org

<郵便振替口座>

00940-6-79694 (加入者名: 気候ネットワーク)

<銀行振込口座>

東京三菱銀行京都支店
普通口座 1370852 (気候ネットワーク)

CONTENTS

特集：市民が進める温暖化防止
次のステージへ

1. 京都議定書批准は国民の声
- 2-3. 地球温暖化の日本への影響
- 4-5. パブリックコメントを受付中
「中央環境審議会地球環境部会中間報告書案」
国内対策・関連情報
- 6-7. やればできる！地域の温暖化対策
8. 各種お知らせ・事務局から

わたしたちはめざします

- (1) 「抜け穴」をふさぎ、京都議定書の早期発効を！
- (2) 日本政府はまず6%削減できる国内対策を！
- (3) 政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を！
- (4) 地球規模の公正のため、南北のNGOの連帯を！
- (5) みんなで協力して温暖化防止を！

気候ネットワークは、あなたの意見・情報を求めています。皆さんの参加で気候ネットワークを育ててください。

入会の連絡やお問い合わせは気候ネットワーク事務局まで。

京都議定書批准は国民の声 目標は持続可能な社会・経済と環境の構築

●発効交渉から実施の段階へ

京都議定書発効の年が明けた。経団連やその意向を受けた議員の中には、米国の不参加を理由に批准に抵抗しているらしいが、京都議定書を今通常国会で早期に批准するのは国際約束であり、国民の大多数の声である。ヨハネスブルグ・サミット（持続可能な開発に関する世界首脳会議）で京都議定書を発効させる鍵は日本にある。日本がボン・マラケシュ合意を踏みにじれば、回復しがたい国際的信頼を失う。

京都会議から京都議定書の詳細運用ルールの合意までに4年もかかったのは、日本・アメリカなどアンプレラグループの排出増加をもたらす社会経済構造にある。

国際交渉の難航は国内問題の裏返しである。これまで国内制度の議論は、やるかやらないかの入口議論にとどまってきた。だが、もはやそんな時ではない。排出削減のために必要な政策措置を決め、実行していくかなければならない。計画的手法、規制的手法、経済的手法などのメニューは既に揃い、欧州などでの先行的経験も出ている。省エネ法など現行制度の実施・強化はもちろんだが、排出・吸収情報の報告・公表の制度化、事業者の排出削減の協定化、税財政のグリーン化などなすべきことははっきりしている。急がれるのは、こうした国内制度の詳細制度の設計や運用のための具体的ルールづくりである。人類が経験したことのない温暖化には社会実験を通して、対策を実施しつつ習熟していくプロセスも必要である。

●次のステージの推進役になろう

京都議定書の採択から発効までを担ってきた気候フォーラムとその後継組織としての気候ネットワークの役割は、世界の市民との連携によってボン・マラケシュ合意をもたらした。今後の役割は、国内対策を具体化し、実行していく推進役となることである。政府や経済界はまだ立ち止まっている。

NGOがその持ち場や地域での取り組みを具体化し、成果を目に見えるものにしていくことで、次のステージを拓いていかなければならない。

昨年12月の「市民が進める温暖化防止2001」分科会や全体シンポジウムで共通して確認されたことは、課題を抽出し、人と人を繋ぎ、より多くの人を巻き込み、先進的企業とも連携して実現していくプロセスの重要性である。気候ネットワークの次なる役割もそこにある。市民とともに、行政や事業者とも連携して、持続可能な社会を築く要となっていこう。

より一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。



市民が進める温暖化防止2001 全体シンポジウムの様子

地球温暖化の日本への影響

報告・原沢英夫氏（国立環境研究所）

12月16日に開催した「市民が進める温暖化防止2001 全体シンポジウム」では、原沢英夫氏に、地球温暖化の日本への影響について報告していただきました。そのお話を概要を紹介します。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、1988年に創設された機関で、科学を扱う第一作業部会、影響を扱う第二作業部会、対策を扱う第三作業部会からなります。第1次報告書（1990年）は気候変動枠組条約を策定する際の重要な科学的知見として用いられ、1995年の第2次報告書に基づき京都議定書が採択されるなど、IPCCはこれまで政策決定者に科学的知見をアピールしてきました。そのIPCCが今年四月に発表した第3次報告書は、現象・影響・対策の3つの項目に関しそれぞれ2つずつ、計6つの点に集約できます。

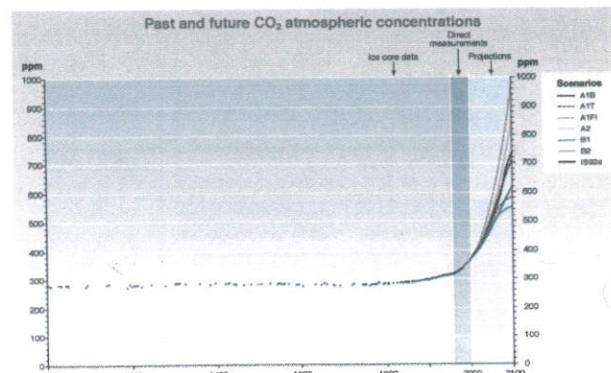
(1) 最近50年間に観測された温暖化は人間活動の結果である、(2) 21世紀中に全球の平均気温は1.4～5.8度上がる、(3) いくつかの影響は既に現れている、(4) このまま温暖化が進めば、様々な分野・地域に影響が現れることが予想される、(5) 技術の進歩によるCO₂削減のポテンシャルは高いが、(6) 可能性を社会に根付かせ循環型社会を築かなければ技術も十分には役に立たない、の6点です。第2次報告書の「識別可能な人為的影響が全球の気候に現れていることが示唆される」との表現が、第3次報告書では「ここ50年間に観測された温暖化の殆どが人間活動によるものであるという、新たな、且つより強力な証拠がある」という強い表現になり、政策決定者へ向けたメッセージが強く盛り込まれています。第4次報告書は京都議定書の第二約束期間の議論が始まる2006～2007年頃に発表予定で、これに向け機構改革を予定しています。

国際的組織であるIPCCに対し、環境省地球温暖化問題検討会が日本への影響の取りまとめを行っています。今回はこの両者の報告書をベースにし、話を進めたいと思います。まずIPCC第3次報告書のポイントのうち、「現象」と「影響」についてお話しします。

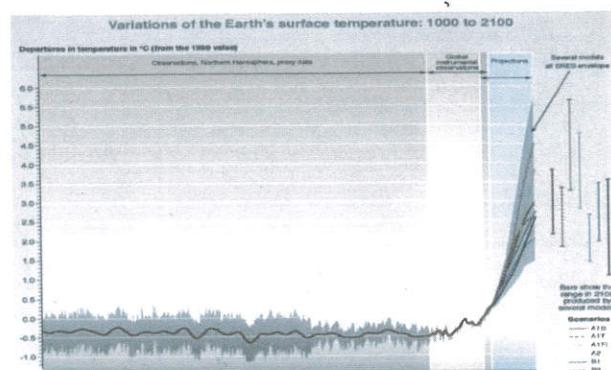
● 「現象」について

最近140年間では特に1990年代に高い気温が続いているが、これのみをもって温暖化が始まっていると言うことはできません。しかし、氷河の融解や成層圏の温度低下などが観測され、トータルで「温暖化が始まっている」と言えます。また実際の記録と、気候モデルで自然現象のみを考慮した予測、人間活動のみを考慮した予測、両者を考慮した予測をそれぞれ比較の結果、最近の温暖化は二酸化炭素などが問題になっていることが特定されました。

今後の変化についてはまず100年後の世界を予測しなければなりません。



グラフ1：1000～2100年の大気中のCO₂濃度の変化（2000年以降は予測）
(IPCC第3次統合報告書より作成 提供：原沢氏)

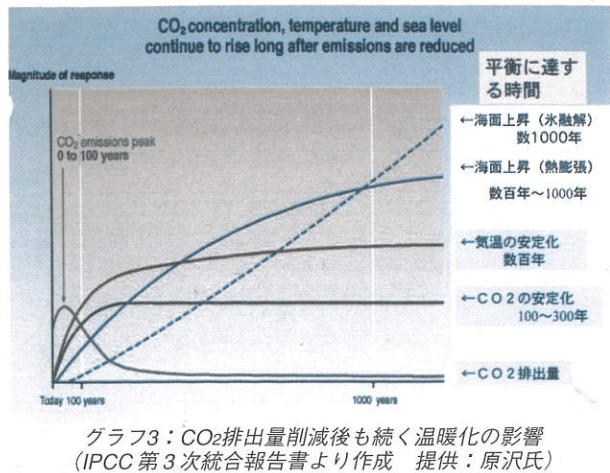


グラフ2：1000～2100年の地表面温度の変化（2000年以降は予測）
(IPCC第3次統合報告書より作成 提供：原沢氏)



全体シンポジウムで報告する原沢氏

んが、それは非常に難しいです。そこで「高度成長型社会」「多元化社会」「持続的発展型社会」「地域共存社会」の4つの社会と6つのシナリオを想定し、それぞれの場合について計算を行った結果、1.4~5.8度の上昇となりました。冷却効果をもつSO₂は、公害物質として対策が進むのでこれまでの予測より排出量が減る、との見通しが第2次報告書との差の一因になっています。予測には大きな幅がありますが、将来社会がどの方向に向かうのかを決めるのは科学ではなく、条約や議定書であり、私達が決めることです。



●「影響」について

気候変動枠組条約の究極の目的は、「(気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において)大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」です。過去1000年間、大気中のCO₂濃度はほぼ280ppmで安定していましたが、現在は既に約30%増の370ppm、2100年には最高1000ppmにまで上昇するとされています。これに伴う温度変化はあまりにも急で生態系は対応できません。また気候の変化は、温室効果ガス濃度の変化から遅れて起こります。濃度の安定化から数百年後に気温は安定しますが、海水位が安定するには更に数百年から1000年が必要と考えられます。ここからも、早期に低い濃度で温室効果ガス濃度を安定化させる必要があることがわかります。

炭素の循環を考えると、最近10年間に人間活動から排出された炭素は年間79億トン、42%が大気中にたまり、海洋と陸上の生態系に29%ずつ吸収されています。しかしこのまま温暖化が進むと生態系はダメージを受け、排出源に変わると予想しており、そうなると温暖化は急激に加速します。

温度変化が小さな場合には、水資源が豊富になる地域があったり冬場の死亡が減ったりといった良い影響が出る場合もありますが、変化が大きくなると殆どの場合で悪影響を受けることになります。

●日本への影響

ここからは日本の影響を中心にお話します。まず、なぜ温暖化の影響を分析・把握する必要があるのでしょうか。一つは、どういった影響があるかわかっていないと対策を考える際の深刻味がなくなるためであり、もう一つは、実際に温暖化が

起きたときにどの程度の範囲ならば安全なのかを知っていなければいけないからです。更に影響を受けやすい分野や地域が特定できれば効果的に対応できるからでもあります。

今後100年の気温上昇は、南日本では4度、北日本では5度程度と予想されています。これにより冬場の寒気の弱まり、降雪量の減少、モンスーンの強化、台風の強化などが引き起こされることが予想されます。生態系は北へ、上方へと移動しますが、気温変化のスピードについていけず、高山植物やブナ林などを中心に大きなダメージを受けるでしょう。杉林も被害を受けると考えられています。また都市部ではヒートアイランド現象の影響も受けるため、深刻な影響を受けるでしょう。

食糧生産も被害を受け、例えバングラデシュでは小麦の生産量が

6割減と予想されています。穀物の価格上昇に伴って途上国では飢餓の発生も考えられます。北日本では増産になりますが、日本のトータルでは減産になると予測され、また日本は食糧を輸入に頼っていますので、海外の生産事情が日本の食糧事情にも影響を与えるでしょう。

中央アジア、地中海、オーストラリア、南アフリカなどは降水量が減り、一方東南アジアでは増え、洪水が増えますが、水資源が増大するとはいません。

日本では1mの海面上昇により90%の砂浜が失われると予測されます。夏期の気温上昇は夏物商品の需要を増やしますが、一方で雷により情報機器に悪影響が出ると考えられます。現在3.5~5億人と推定されるマラリア患者は、5,000~8,000万人増加すると考えられます。マラリアの潜在的発生域は北上し、西南日本を含む地域へ広がると予想されます。

今年は東京等でも熱中症で倒れる方が続出しました。本気で気候変動への対応策を考えなければならない時期になっています。「対策」と言うと排出量削減、ということがすぐ頭に浮かぶと思いますが、被害を軽減しようという適応策を考える方向もあります。削減策より費用負担が少ないので途上国にとって重要な対策として検討されています。

今後の研究の展望について、私見を述べて終わりにします。

研究者の研究はもちろん重要ですが、情報を集め一般の方々へフィードバックしていく必要があると考えます。また温暖化しつつあることを前提に、適応策を実施していくことも必要です。更に政策的に非常に重要な費用による評価を進め必要があります。来年度から総合科学技術会議で温暖化の本格的研究をしますが、そのときにも研究者だけの研究ではなく、一般の方々による影響を見る目や情報に着目することが重要になると考えています。

パブリックコメントを受付中 「中央環境審議会地球環境部会中間報告案」

2001年12月20日、京都議定書の日本の批准のためとるべき措置について、中央環境審議会地球環境部会の中間報告案が公表された。2002年1月15日までパブリックコメント（市民からの意見）を募集している。

特徴は、京都議定書の目標達成が容易ではないことを強調する一方で、京都議定書の目標達成のための制度的措置の導入を基本的に先送りするものとなっていること、また、国民各界各層の十分な理解を得ながら進めることを求めているが、政策決定への実質的参加の仕組みが具体的でないことである。

報告書案は環境省地球環境局地球温暖化対策課で配布。またホームページでも入手可能（<http://www.env.go.jp/info/iken.html>）。是非、パブリックコメントにご意見を。

【意見の送付先】

中央環境審議会地球環境部会事務局
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省地球環境局地球温暖化対策課内
今田 宛て
FAX : 03-3580-1382
E-mail : chikyu-ondanka@env.go.jp

◆早期批准は国民の要請です

2002年8月～9月のヨハネスブルグ・サミットまでに京都議定書を発効させるために、2002年通常国会で6月6日までに日本は議定書を批准すべし。

◆批准に際して「京都議定書目標達成計画」を「法律」で定める必要があります

「法律不要」との意見が産業界から出されているが、法的拘束力のある国際条約である京都議定書の批准にはその目標達成を担保する法律が不可欠。政府内の計画は、政府の自主行動計画に過ぎない。

◆「ステップ・バイ・ステップのアプローチ」では第一ステップを充実させなければなりません

最終ゴールを見通して、次のステップへの準備を怠らず、かつ、前倒しで計画実行すべきであって、間違っても、前倒し実施を制限するものであってはならない。

◆事業者の効果的対策の早期導入が不可欠です

- 京都議定書ではCO₂など6種類のガスについて1990年比で6%削減が目標だが、1999年度で総排出量は6.8%増加。CO₂では9.0%増加している。
- 既存の対策のままでは2010年に1990年比で8%増加する見込み（シナリオ検討小委員会）。
- 1997年11月に設定した部門別削減目標から現状（1999年）をみると、右の表のようになる。

産業部門、民生業務部門、業務にかかる運輸部門は事業者からの排出であり、事業者からの排出の割合が極めて大きいこと、事業者の取り組みの社会への影響力は大変大きいことを考えれば、事業者からの排出削減及び環境負荷の小さい製品の供給を促進する制度の導入こそが重要。

- 事業所毎の6種類のガスについての排出量の報告・公表制度、情報の社会的共有化が不可欠。
- 省エネ法によるエネルギー消費量の報告制度では足りない。

表 温室効果ガスの部門別排出量の推移と今後の必要削減量

単位：CO₂換算100万t

	90年比目標	1990	1999	2010	今後必要な削減量
産業	-7%	490	494	456	38
民生業務	0%	125	150	125	25
民生家庭	0%	138	159	138	21
運輸	17%	211	260	247	13

地球環境保全関係閣僚会議（2001）資料より作成

- 任意の自主的取り組みはフリーライダーを容認。
- 計画策定の義務化が事業者の自主的取り組みを促進。
- 第三者による評価の制度化は不可欠。

事業部
改善の
ポイント

CLOSE-UP

水野賢一議員の地球温暖化・企業アンケート

企業の排出削減計画は、地球温暖化対策推進法では策定・公表は努力義務。今回の中間報告案でも、経団連自主行動計画等の自主的取り組みに委ね、排出量・吸収量の「事業者自身による把握・公表」にとどめている。外部評価の制度も導入していない。これは、経団連などが計画策定、排出量の公表、第三者評価制度化に反対してきたためだ。

水野賢一議員（自民党・衆議院）は、企業の取り組みの実態を調査しようと、東京証券取引所一部上場の1,488全社に調査票を郵送した。回答率26.1%。その結果には回答・不回答企業の実名が掲げられ、内容も興味深い。

（問い合わせは水野賢一事務所 Tel: 03-3508-7221）

水野議員の評価では、「努力義務の実行度は不十分。計画を策定しながら排出量を把握していない企業などがあるのは問題である。情報公開は削減計画や排出量取引制度の大前提」としている。

排出抑制計画策定努力義務	知っている 計画策定済み	81.5 % 41.9 %	内、公表	75.5 %
自社CO ₂ 排出量	算出し公表している 算出し公表せず 算出せず	52.7 % 12.3 % 28.0 %		

◆「政府、事業者、市民」が排出削減の目的を共有し、連携協働して取り組むことが必要です

◆経済的措置については国民参加の議論を直ちに開始すべきです

「引き続き検討を進めていく」とか、「必要に応じ、多面的検討を行う」との記述にとどまっているが、欧州では温暖化対策税制、排出量取引など経済的措置の導入が始まっている。日本での制度化検討を、広範な各界各層の参加による開かれた制度設計についての議論を直ちに開始すべき。

◆国・自治体の削減計画を実効性のあるものに

地球温暖化対策推進法では、国と地方公共団体に、その事務・事業に関して「排出削減計画の策定・公表」を義務づけたが、期限を定めたておらず、いまだに策定していない都道府県もある。市町村ではまだ1割程度の策定にとどまっている。計画を策定したといっても、実質的な効果が見えない自治体が珍しくない。

中間報告案では「期限」の設定と、遅れた場合はその「理由の公表」、少なくとも排出量の把握・公表を求めているが、実効性あるものとするための知恵を出そう。

◆地方の時代は温暖化対策から！

「地方分権の趣旨に基づいて」地域での取り組みを求めていたが、市民参加の温暖化防止の取り組みを通して地方分権の時代を築くことが必要。例えば、交通対策は地域の社会経済基盤づくりそのもの。国は地域に即した計画・実施の支援策を構築すべき。

関連情報

自民党「温暖化対策特命委員会」の行方に注目！

2001年12月4日、自民党政務調査会のもとに、温暖化対策特命委員会が設置された。委員長は亀井久興衆議院議員（島根県）、事務局長は鴨下一郎氏（東京都）。12月に2回会合がもたれ、第1回目は行政、2回目は経済界からヒアリングを行った。商工族議員から、「京都議定書は不平等条約」など温暖化防止京都会議（COP3）以前に戻ったような意見が噴出しているらしい。マラケシュ会議の最中以来、経団連や日商の重鎮自らが批准に反対とロビー活動を展開していることを受けての意見であろうが、2001年4月の衆参国会決議を思い出し、「良識の府」のとるべき道をよもや見失うことないと信じたい。各地で地元選出の議員に早期批准を働きかけよう。

産業界は京都議定書批准に反対？

産業界の京都議定書批准に関する対応

（京都議定書批准に関する経済団体連合会と日本商工会議所のコメントより抜粋）

経済団体連合会

- COP7において京都議定書の細目に関するルールが合意された。これを受け、今後、国会で、条約の批准と国内対策法の準備が進められる。しかし、米国が参加せず、中国、韓国、インドなどの将来の参加も約束されない議定書を、現在の日本の厳しい経済状況を勘案すれば性急に批准・発効させる必要はない。
- 国内対策法の検討においても、環境税や自主行動計画の策定義務づけなどの強制的な措置の導入には反対である。また、民主・運輸部門における対策の遅れを、産業部門にしわ寄せすることあってはならない。
(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/speech/comment/2001/com1110.html>)

日本商工会議所

- COP7（気候変動枠組み条約第7回締約国会議）の閣僚会議で、米国の参加が得られないまま、京都議定書の運用ルールの最終合意書に日本が署名したのは大変残念である。京都会議の議長国としての立場もあり、日本が難しい状況に置かれていた事情も理解できないわけではないが、米国抜きでは効果が半減する上、EUに比べて著しく不利な条件での条約締結に追い込まれたのは誠に遺憾と言わざるを得ない。
- 政府は今後、批准手続きのために次期国会に承認を求め、国内法制等の整備に着手することが予想されるが、現在の議定書の枠組みでは、着実に成果を上げる実効性と、参加各国が共通に負担を分かち合える公平性が確保できないことは明らかなので、国会においては、十分なチェックをして判断してほしい。
(<http://www.jcci.or.jp/nissyo/kaito/com011110.html>)

やればできる！地域の温暖化対策

市民が進める温暖化防止2001
分科会報告

第1部 地域が取り組む次のステップ

コーディネーター

新川達郎氏（同志社大学）

パネリスト

津村昭夫氏（京都工業会環境委員長）

能村聰氏（京のアジェンダ21フォーラム）

久都間益美氏（川越市環境部環境政策課）

沼田悦子氏（水俣市ごみ減量女性連絡会議）

藤井武徳氏（国境なき環境協働ネットワーク）

この分科会では、これまで地域において温暖化対策に取り組んできた声をもとに、地域における取り組みが次のステップに向かうためには、何をしなければならないのか、各主体がどのような役割を果たすべきなのか、というテーマで議論した。パネリストからの報告では、各地で様々な取り組みが既に行われていて、地域レベルで確実に動き始めていることが確認された。

埼玉県川越市は、まず市役所内で節電し、その節約した経費で市民の温暖化対策を支援するという取り組みが効果をあげている。同市の久都間氏は「温暖化対策においては地域コミュニティの存在が重要であり、市町村だけにしかできないことがある」と述べた。環境先進都市を目指している水俣市の市民団体のメンバーである沼田氏は、地域内のスーパーと粘り強く交渉し食品トレイの一部廃止を実現させており、そのために「温暖化対策において必要不可欠な主体が立場の違いを越えて協働するためには、顔が見えるところで共に取り組むことが重要である」と報告した。

「国境なき環境協働ネットワークは、京都に本部を置くNPOとして今年10月に結成された。温暖化対策における議員の役割は大きい」と藤井氏は述べた。

地域の取り組みが具体化している例として、京都の「京のアジェンダ21フォーラム」の活動が紹介された。企業活動ワーキンググループによる「京都環境マネージメントスタンダード（KES）」の取り組みは一層の広がりをみせ、参加企業も増え、他の地域でも導入が検討されている。また地域の中小企業を元気づけているとの報告があった。交通ワーキンググループは、地域の商店街なども巻き込み交通の社会実験を実現し、地域の活性化と交通問題・温暖化対策を結びつけています。

能村氏は「アジェンダ21フォーラムだけで地域全てをカバーする事はできない。様々な主体による取り組みのコーディネーター役としての役割を果たしていきたい」と述べ、地域における

コーディネート、ネットワーク、連携の重要性が改めて確認された。

新川達郎氏は、今回の議論を次のような4つのポイントにまとめた。

<1> 「楽しく、長続き」する取り組みが、地域での成功につながる。行政、事業者、市民全ての主体が得をするような取り組みにすることが必要である。そしてこれらの取り組みを実行することは、結果的に、人々の生活の質の向上につながることも認識したい。

<2> 行政、事業者、市民相互のコミュニケーションを深めること。これは、地域の各主体が対等な関係で「協働すること」によって達成される。その中では、各主体の意見をまとめるファシリテーターの役割が必要になってくる。

<3> 反対者、抵抗者も味方になり得る。それぞれ立場の違う主体がそれぞれの役割を果たすこと、すなわちパートナーシップを充実させることである。お互いの力をプラスさせることで、それ以上の相乗効果を生みだすことで成功に導かれる。

<4> 「100の計画よりも1の実行」が必要。これまで、計画を策定したにもかかわらず実行に移さなかった場合が多い。実際に実行することが重要であり、また、実行に際してより多くの人々を取り組みに巻き込んでいくことが地域の温暖化対策において重要である。



第2部 都道府県地球温暖化防止活動推進センターのあり方

コーディネーター

新川達郎氏（同志社大学）

パネリスト

須田春海氏（全国地球温暖化防止活動推進センター）

竹内恒夫氏（環境省地球環境局地球温暖化対策課）

南隆昭氏（ストップ温暖化センターみやぎ）

薦田直紀氏（広島県地球温暖化防止活動推進センター）

北川秀樹氏（京都府企画環境部地球環境対策推進室）

田浦健朗（気候ネットワーク）

都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下都道府県センター）は、地域の温暖化対策を進める上で重要な役割を果たすことが期待されることから、この分科会を実施した。現在、10の道府県においてセンターが設置されている。いずれの都道府県センターでも様々な問題を抱え、地域における温暖化対策において十分な役割を果たせて

いないと言える。今回の分科会は、それらの課題を踏まえ、今後、地域における温暖化対策を進めるために都道府県センターがどのような役割を果たせるのかということを、環境省、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下全国センター）、都道府県センターからのパネリストに、参加者も交じって議論した。

冒頭で須田氏（全国センター）は、「全国センターの目的は情報提供だけでなく、政策的なことやライフスタイルを変革する事にあり、各セクターが参加し運営することに特徴がある。現在、情報提供・啓発、研修、都道府県センターとの交流、調査・研究などの活動を行っている。課題は、地域における削減手段が共有されていない。政策を一気に飛躍させる機能がない。全国センターと都道府県センターの連携がうまくいってない、などがある」と報告した。

これを受けて、各パネリストから次のような意見がでた。

現在、都道府県センターとして唯一NGOが母体である「ストップ温暖化センターみやぎ」の南氏は「NGOが母体であることで、生活者の視点で取り組むことができ、NGOのネットワークも活用できる。しかし県から指定は受けたが、財政、人的な支援を受けることができるのが大きな課題である。全国センターには財政的支援、人材交流、調査などにおける連携を要望したい」と報告した。

広島では、母体となる環境保健協会は1992年から温暖化防止に関する活動を始めており、センターとして昨年指定された。各主体が参加した運営委員会も発足していて、地域の温室効果ガス排出量を把握することに取り組む予定である。

宮城県以外の各センターでは「都道府県及び親法人とセンターとの関係は難しい。意思の統一が難しい」という

地域の温暖化対策 先進事例から学ぶ

気候ネットワークは、地域での温暖化対策を具体化・実践し、国内での実質的な温暖化対策を促進させるために、地域における温暖化対策の先進事例や対策のあり方について調査・研究を行っている。これまで、国内外の先進事例について検討してきた結果、温暖化対策を進める上で、公平性があり多くの人が参加できる仕組みや制度づくりが重要であることがわかった。公平性や市民参加の進んだ取り組みに次のような事例がある。

ドイツの「アーヘンモデル」は、電力消



共通の課題が出された。

京都では、現在の法律にそういう適切な組織がなく、NPO法人への指定や実質的な活動をまずスタートさせることも検討している。京都では、市町村の取り組みや地域の取り組みを支援するためのセンターにしたい。

環境省の竹内氏は、「NPO法人でも指定できるように法律の改正も検討している。財政的には事業への支援を行っていくことになる。センターには、パートナーシップでの取り組みを期待している」と述べた。

新川達郎氏は、第2部の議論を以下のようにまとめた。

地域で温暖化対策に取り組むには、取り組む人たちの活動の場所、情報の提供などが必要である。それらの役割を果たすのが都道府県センターである。しかしそのセンターが、都道府県に一つだけ知事が指定する形で設置されることは最善の形だろうか。都道府県センターの活動に実効性を持たせるためには、頭をやわらかくして考える必要があるだろう。今後、都道府県センターがどのような機能を持つか、幅広い主体が参加して議論しなければな

費量に応じた公平な徴収を財源として、自然エネルギーで発電された電力を優遇価格で全量買取を行っているため、その公平性は非常に高く、財源の面からも無理がない優れた制度と言え、自然エネルギーの飛躍的な普及を促し、他の自治体や国で取り入れられている。ストラスブル（フランス）やフライブルク（ドイツ）の交通政策では、自動車総量を規制しつつ、自転車専用道路やLRT、パークアンドライドなどの導入で、市民の利便性が損なわれない対策が行われている。スウェーデンの温暖化対策の推進組織は、行政の施策に関与し、意思決定機関の役割も果た

らない。今後の都道府県センターには、まずその地域の、温室効果ガスの排出量の把握を行うことが必要だろう。そしてその調査からやるべきことを抽出し、具体的な対策を実行に移すべきである。そして、実行の段階でやるべきことは、市民など地域の各主体の活動支援、場所の提供、各主体間のコーディネート、活動する主体への情報提供などになると思われる。それらの活動をきちんと行うことができれば、ある程度、都道府県センターの役割を果たせたことになるのではないだろうか。都道府県センターがやっと発足し始めたように、地域の温暖化対策も、まさに第一歩を踏み出したところである。

また、会場からの「温暖化対策に広がりをもたらせるにはどうすればいいか？都道府県で指定されている温暖化防止活動推進員の役割は何か？」との質問に対し、「すべての人が温暖化に関心を持ちエコライフを実践することは現実的でない。地域の温暖化対策を進めるうえで、温暖化問題に关心のない人々も自然に環境負荷の小さい生活や温暖化対策につながるライフスタイルの実践ができるような仕組みづくりを構築しなければならない。これも、都道府県センターの役割の一つに含まれるだろう。温暖化防止活動推進員は自らが温暖化防止活動をするのみでなく、それを広めていく各地域や組織のコーディネーターになる必要がある」と回答された。

（まとめ：平岡俊一）

していることから、先駆的で実効性のある対策が行われている。ハイデルベルグ（ドイツ）では、市と事業者のパートナーシップによってKliba（気候保護・エネルギー相談所）が設立され、市民向けの相談所・情報提供窓口となっていて、市民と密着した施設として活用されている。

日本においても、いくつかの地域で、より多くの人が参加でき公平性の高い制度や仕組みが検討され、実践されようとしている。これらの取り組みを実現させ広めていく必要がある。

*先進事例の詳細については冊子「地域からの大きな可能性～地域の温暖化対策先進事例集～」を参照ください

「市民が進める温暖化防止2001」 を開催しました！

2001年12月15・16日に池坊学園にて開催した「市民が進める温暖化防止2001」では、延べ550人の方に参加いただき、7つの分科会と全体シンポジウムにおいて様々なテーマについての報告・議論を行うことができました。

(今回掲載できなかった分科会・全体シンポジウムの内容は、気候ネットワーク通信次号で紹介する予定です)



COP7の結果と京都議定書の今後について報告する早川光俊氏 (CASA)



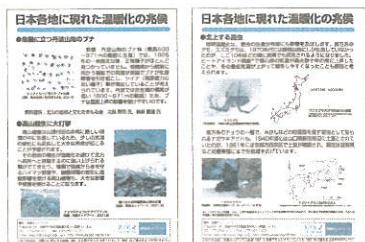
地域の温暖化対策の在り方について検討した「全体シンポジウム：討論1」の様子



全体シンポジウムの会場の風景

ご参加・ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

「進行する日本温暖化パネル」完成 貸し出しいたします！



温暖化の日本の自然への影響を解説するパネル (A1サイズ・8枚セット) が完成しました。

1回2,000円（送料別）で貸し出しいたします。イベント・シンポジウムなどでぜひご活用ください。

上記のパネル・パンフレット・事例集のお申し込み・お問い合わせは気候ネットワーク事務局まで

リオ+10情報

南アフリカで開催される「ヨハネスブルグ・サミット」の日程が、1週間早くなり、2002年8月26日～9月4日に変更になりました。

ご支援に厚くお礼申し上げます。 事務局から...

● 「みんなで考え、未来をつくる」 地球温暖化防止入門セミナーを実施します。これは、2回（各回2時間程度）連続のプログラムで温暖化の仕組みや影響を報告し、温暖化防止のためのエコライフの実践などについて一緒に考えるものです。みなさまのまわりのグループや団体でご関心のある方はご連絡下さい。

● 第3期自然エネルギー学校・京都終了

今年8月からはじまった自然エネルギー学校・京都（第3期）は12月22日に最終回を行い、全日程を終了いたしました。自然エネルギーの普及に取り組む人たちのネットワークが少しずつ広がっています。

● 「環境の世紀」の実現に向けて、本年もよろしくお願いします。

気候ネットワーク通信 「気候 Network」 22号

2002年1月1日発行（隔月1日刊）

代表：浅岡 美恵／副代表：須田 春海／事務局長：田浦 健朗

アートディレクター：山口洋典

編集・DTP：木原 浩貴・早見由里子・須田惠理子

郵便振替口座：00940-6-79694（加入者名：気候ネットワーク） 銀行振込口座：東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852（気候ネットワーク）

「進行する日本温暖化」 パンフレット完成 !!



A4・カラー・8ページ
無料（送料別）

温暖化の日本の自然への影響について各分野の専門家にご協力いただき、資料やデータを集めて、まとめたパンフレットを作成しました。北上する海洋生物・昆虫の話や、異変を生じている植物などの報告を写真付で掲載しています。

地域の温暖化対策 先進事例集完成 !!!



A4・85ページ
価格：会員700円
一般800円
(送料別)

『地域からの大きな可能性～地域の温暖化対策先進事例集～』が完成しました。気候ネットワークの「地域温暖化防止研究会」と「自然エネルギー普及研究会」のメンバーが中心になってまとめたもので、41の国内外の先進事例が掲載されています。

次の方・団体から寄付をいただきました。
誠にありがとうございます。

山田揚一、川瀬久雄、加藤郁江、岩井重一、小松英宣、中村周而、瀬戸和海、村田稔、北本喜彦、田嶽良三、閑口徳雄、田原誠一郎、藤岡弘斎、山川悦男、澤田順子、久米三四郎、鶴飼良昭、小泉淑子、大城研二、甲斐道太郎、佐藤和夫、平田武義、市民リサイクル研究会、びわ湖自然環境ネットワーク（敬称略、順不同、2001年10月～12月21日）

気候ネットワークの活動は、
皆様のご支援によって支えられています。
新規のご入会、一層のご支援・ご寄付を
よろしくお願いします。

気候ネットワーク

<東京事務所>

102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階

Tel. 03-3263-9210 FAX.03-3263-9463

E-mail. kikotko@jca.apc.org



気候ネットワーク